

平成 26 年 6 月 4 日
(2014 年)

市内

福祉用具貸与事業者 御中
短期入所生活介護事業者 御中
短期入所療養介護事業者 御中
居宅介護支援事業者 御中

西宮市介護保険課長

短期入所中の福祉用具貸与の取り扱いについて

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃より、適切な介護保険サービスの提供にお取り組みいただいていることと存じますが、標記につきまして、下記のとおり、今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 短期入所施設への貸与品の持ち込みについて

短期入所施設内での福祉用具の費用は、短期入所サービスの報酬に包括しているものと考えますので、通常は短期入所事業所が用意すべきものであると考えます。ただし、短期入所事業所に用意されているものでは利用に支障が出る場合は、持込が可能な場合がありますので、個別にご相談ください。

2. 福祉用具貸与費の算定について

短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用中でも福祉用具貸与費の算定は認められています。しかし、これは、短期入所サービス利用中の短い期間で、一度返却し、退所後再度搬入することが非常に不合理であるということから、認められているものであると考えます。そのため、短期入所サービス利用中であっても福祉用具貸与費の算定が認められない場合がありますので、ご注意ください。

当該月に利用者が在宅にいないことが、予め分かっている場合の算定について

予め 1 カ月間の短期入所サービスの利用計画を立てて、実際に入所し、福祉用具の在宅利用がなかった場合などは算定が認められません。

貸与期間が 1 月に満たない場合の算定について

福祉用具貸与事業者は、その算定方法を運営規定等に記載しておくとともに、利用者に対して事前に説明を行い、同意を得ていることが必要です。貸与期間が 1 月に満たない場合の取扱いについても、一律の基準を設けるものではなく、利用契約に基づき算定されますが、適切な請求として、次のとおり例示しますので参考としてください。

(例 1)

1 日～21 日まで短期入所施設に入所し、在宅利用は 21 日～30 日の 10 日間の場合

日割り計算を行う。ただし、契約の形態により半月分の請求として差し支えない。

(例 2)

1 日～5 日、26 日～30 日に福祉用具を貸与し、在宅利用があった場合

在宅利用は実質 10 日間であるが、月の前半と後半に利用があり、1 月分の請求として差し支えない。

介護保険課 給付・適正化チーム
0798-35-3048